

彦根城博物館の設置および管理に関する条例

(昭和61年3月29日条例第2号)

改正 平成4年3月25日条例第16号 平成10年3月23日条例第15号
 平成14年3月29日条例第13号 平成17年6月30日条例第45号
 平成18年6月23日条例第33号

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、彦根城博物館(以下「博物館」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 博物館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
彦根城博物館	彦根市金亀町1番1号

(職員)

第3条 博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、複製、模写、模型、文献、写真、フィルム等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、および展示すること。
- (2) 博物館資料の利用者に対し、必要な説明、助言および指導を行うこと。
- (3) 博物館資料に関する調査研究を行うこと。
- (4) 博物館資料に関する解説書、目録、図録および調査研究の報告書等を作成し、および頒布すること。
- (5) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (6) 演能、茶会等の文化的行事を開催すること。
- (7) 他の博物館、資料館、図書館、学校等の関係機関との連絡および協力をすること。
- (8) その他彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(観覧料)

第5条 博物館の展示室に入場しようとする者は、別表第1の観覧料を納付しなければならない。ただし、特別に企画し博物館資料を展示したときは、2,000円以内でその都度教育委員会が定める。

(入館の制限)

第6条 館長は、博物館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否することができる。

- (1) 博物館内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者
- (2) 博物館の施設もしくは設備または博物館資料を損傷するおそれのある者

(入館者の順守事項)

第7条 博物館の入館者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 博物館の施設もしくは設備または博物館資料をき損し、または汚損しないこと。
- (2) 他の入館者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可を受けずに博物館資料の撮影、模写等をしないこと。
- (4) その他館長が指示する事項

(特別利用)

第8条 博物館資料の撮影、熟覧および貸出し等(以下「特別利用」という。)を受けようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 特別利用の許可を受けた者は、別表第2の特別利用料を納付しなければならない

い。

(施設の使用等)

第9条 博物館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、別表第3の使用料を納付しなければならない。

(観覧料等の減免)

第10条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、観覧料、特別利用料および使用料(以下「観覧料等」という。)を減免することができる。

(観覧料等の還付)

第11条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(前売り券)

第12条 教育委員会は、必要があると認めるときは、博物館観覧の前売り券を発行することができる。

2 前項の前売り券の料金は、その都度教育委員会が定める。

(博物館協議会)

第13条 法第20条第1項の規定に基づき、博物館に彦根城博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、10人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前各号に定めるほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

1 この条例は、昭和62年2月11日から施行する。

2 第4条の規定は、開館記念展開催中(開館日から昭和62年5月31日まで)においては、下表の観覧料とする。

区分	観覧料(1人1回につき)	
	個人	団体(30人以上)
一般	200円	180円
小学生・中学生	100円	90円

付 則(平成4年3月25日条例第16号)

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

付 則(平成10年3月23日条例第15号)

この条例は、平成10年11月1日から施行する。

付 則(平成14年3月29日条例第13号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1および別表第3にかかる改正は、平成14年7月1日から施行する。

付 則(平成17年6月30日条例第45号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成18年6月23日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(観覧料の特例)

- 2 彦根城博物館の設置および管理に関する条例別表第1の規定の適用については、国宝・彦根城築城400年祭の開催期間中(平成19年3月21日から同年11月25日まで)においては、次のとおりとする。

区分		個人	団体		
			30人以上	100人以上	300人以上
観覧料	一般	500円	450円	400円	350円
	小中学生	250円	170円	145円	120円
セット券を利用した場合の観覧料	一般	500円	450円	400円	350円
	小中学生	150円	135円	120円	105円

備考

- 1 セット券とは、彦根城博物館と彦根城内を併せて観覧する場合の観覧券とする。
- 2 上記の金額は、1人1回当たりの金額とする。

別表第1(第5条関係)

区分		個人	団体		
			30人以上	100人以上	300人以上
観覧料	一般	500円	450円	400円	350円
	小中学生	250円	170円	145円	120円
セット券を利用した場合の観覧料	一般	400円	360円	320円	280円
	小中学生	150円	135円	120円	105円

備考

- 1 セット券とは、彦根城博物館と彦根城内(馬屋、佐和口多聞櫓(さわぐちたもんやぐら)および玄宮園を含む。以下同じ。)を併せて観覧する場合の観覧券とする。
- 2 上記の金額は、1人1回当たりの金額とする。

別表第2(第8条関係)

区分		利用	額
熟覧		1点1日	2,300円
写真撮影	モノクロ	1点1回	2,700円
	カラー	1点1回	3,100円
映画・ビデオ撮影		1点1回	6,800円
原板使用	モノクロ	1枚1回	2,200円
	カラー	1枚1回	2,700円
貸出し		別に定める	

別表第3(第9条関係)

使用料

使用区分\時間区分	午前	午後	全日
	8時30分から12時まで	13時から17時まで	8時30分から17時まで
能舞台	17,400円	20,900円	34,500円
木造棟	11,600円	13,900円	23,000円

講堂	1,700円	2,000円	3,500円
----	--------	--------	--------

備考

- 1 このほか、施設の一部を使用する場合は、その都度教育委員会が定める。
- 2 冷暖房料ならびに設備および器具の使用に係る料金については、損料として、別に教育委員会が定める。